自動車リサイクル法の適切な執行に向けた取り組み

2025年10月21日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会

自販連とは

- <団体名> 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- <代表者> 会長 加藤 敏彦
- <設 立> 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日 社団法人に改組、 平成24年1月4日 一般社団法人に移行)
- <会員数> (自販連会員総合調査より)
 - 〇 通常会員 1,398社 系列・県販売(店)協会62団体
 - 〇 賛助会員 3団体
- <支 部>
 - 52支部(全国各都府県に1支部 北海道に6支部)

<目 的>

健全な車社会の形成と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に 寄与することを目的とする

会員数・事業所数・総従業員数(自販連会員総合調査より)





会員ディーラーの取り組み

1. お客様への周知

- ◆商談時 車両価格表への記載
- ◆商談締結時 注文書(新車・中古車)への自動車リサイクル料金明細記載
- ◆納車時 自動車リサイクル券

2026年1月~完全電子化予定

2. 引取業者としての業務

- ◆最終所有者の意思確認を書面で行い 使用済自動車としての引取依頼は原則断らない
- ◆使用済自動車の引渡先の確認 基本契約を締結する

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

京理 %	新車注	形成 3.自社部版 6.信用職人あっせん 前提の上、工学名(記名・1法印)してください。 別途契約書を作成しない場合には、この注文書が投 約定になります。 4. 自動車には、クーリングすつの適用はありませんの で 電景文 ださい。 行動車には、クーリングすつの適用はありませんの で 電景文 ださい。 行動のもの場合には 現立的ものには、 2. 4. 2. 4. 2. 4. 2. 4. 2. 4. 2. 4. 4. 2. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
支払方法	ー カ i オ ブ シ ョ ン	氏
件 弘 割 級 手 数 件 基 金 計 対域販売編件 (①+(②)	· 付品品明 细 (治 要 校 达)	使用が発送 1 日本と同じ 氏 1755年 1 日本と同じ 日本 日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日
環接分小計(%)⑤ が結 選接の小計(%)⑥ がは 選集 り切 りサイクルは同連和用合計等	1) シュレッダーダスト料金 ・ エアバッグ 朝料金 ・ フロン 朝 暮 全 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	明 相 支払目 年 月 日 支払額 円 円
東接板分小計 計 正路サービス関連費用 店 数 東 保 険 料 合 計 ⑤ 文払金合計(翌+9+19) うち消費板・地方消費板合計	下 東 市 信 格 金定日 表 定 個 格 型線滴丁日 取 車線滴丁日 取 車 車 車 型 大 車 要 支援競技 要 支援競技 運動	消滅元金一級代金 期候手数料一利息 駅社会計一級代金総額 初級販売信格・車両代金総額+割減手数料(注2) 後払いの場合の支払日及び交払額については、終金舎別組金額欄をご確認ください。 (注3) 信用購入あっせんの場合の名項は次のように読み軽えます。 対域元金・所変数金 / 割減販売報料・(支払い回数2 同以下の場合、消費限課便対象) 既払金計一立替払代金 割減販売価格・現金販売額格・認賦手数料

2204084701

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

((早回欄)>	
リサイクル券番号	0412-9501-
車台番号	MXWH61-401
車 名	トヨタ

<u> </u>	
シュレッダーダスト料金	¥10,440
エアバッグ類料金	¥2,800
フロン類料金	****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥13, 370

公益財団法人

自動車リサイクル促進センター

2024年 3月19日 発行

事務処理番号: 004-0360198 <1S>

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両 にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目は リサイクル料金が預託されていない装備です。 使用済自動車引渡時に装備がある場合は リサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0412-9501
車台番号	MXWH61-401
車 名	トヨタ
預託金額	¥13, 370 (消費稅込み)

引取日: 年 月 日

2026年1月~ ^{全録 番号} 完全電子化に伴い廃止

事業所名称

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所在地 TEL.

<引渡者> 氏名・名称

〈〈料金欄〉〉

----- <受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0412-9501-
車台番号	MXWH61-401
車 名	トヨタ

受 領 金 **¥290** 額 (消費税込み)

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

2024年 3月19日 発行 事務処理番号: 004-0360198 <1\$>

令和 7年 7月 23日

使用済車引取依頼書

お問い合わせ等は、下記担当者までお願いします。 連店舗名 先 担当者 登録番号 T5010401042032

下記の<車両>を下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

<車両>	
車台番号	MXWH6I-
登録番号	葛飾 300
リサイクル券番号	0412-9501-3044
車 名	トヨタ
通称名(車名)	フ [*] リウスPHV Z
車検満了日	R 9. 3.18
年 式	R 6年式
型式	MXWH61-AHXHB

<使用済車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は

引取時走行距離 8,900 使用者

所有者 残債先 (完済予定) <理車装備状況と預り預託金>

	装價状況	預託状況	預り預託金
シュレッダーダスト料金	100		0
エアバッグ類料金	© · ≘	⊕ · ∗	0
フロン類料金	有 · 📾	ж · ⊕	0
(有りの場合)種別	OFC-HFC		
情報管理料金		⊕ · *	0
		습 왕	0

_<	(条件> 引取日 令和 7年 7月	23B	
Г	使用済車残債		0
か	抹消登録手続代行費用(消費税込)	. ①	20,900
お客様支払額	抹消登録預り法定費用		350
13%	リサイクル法関連費用合計		0
払	預り自動車税種別割		0
額			
1.	会 計	(A)	21,250
販	使用済車引取価格		1,000
売	(課税事業者の場合) 消費税・地方消費税	10%	100
惶	自賠責解約金相当額		0
弘			
販売店支払額			
	合 計	(B)	1,100
	差引お客様支払額	(A) - (B)	20,150

課税対象合計(税込)	0	10%	20,900
うち消費税・地方消費税			1,900

(注) 手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。 22E32748

C42-03533

残债精算方法



使用済自動車引渡し契約書

(以下「甲」という)

(以下「乙」という)

甲から乙への使用済自動車引渡しおよび甲が乙に引渡した使用済自動車の解体処理等に関し、次の 通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (絵則)

- 1. 甲および乙は、お互い協力し、継続的な取引を行い、信義に基き誠実に本契約を履行するもの とする。
- 乙は使用済自動車の甲からの引取り、解体処理、破砕業者あるいは解体自動車全部利用者等 (以下「破砕事業者」という)への引渡しに関し、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以 下「自動車リサイクル法」という)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「特定製品に係るフロ ン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という)、「水質汚 獨防止法」ならびに関係法令(以下合せて「法令」という)を遵守するとともに、二次公害の発生、 生活環境の破壊、地域住民からの苦情および事故が起こらないように努めるものとする。
 - 3. 前項において、第三者に損害を与えた場合には、乙の責任と負担において問題を解決し、甲に 対して一切迷惑をかけないものとする。但し、甲の責任に帰すべき事由による場合を除く。
 - 4. 甲は、乙への使用済自動車の引渡しに関し、法令を遵守する。

第2条 (乙の許可事業の証明)

- - 1. 乙の自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、別表1-1、1-2の通りであり、乙は、乙の 事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
 - 2. 乙の自動車リサイクル法またはフロン回収破壊法に基づくフロン回収業に係る登録は、別表1-3の通りであり、乙は、乙の登録を証するものとして、登録通知書の写しを甲に提出する。
 - 3. 本条1項の乙の許可事業あるいは第2項の登録事項に変更があったときは、乙は、速やかにその 内容を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しあるいは登録通知書の写しを甲に提出する。
 - 4. 乙は、情報管理センターおよび、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構への「システム登 録完了通知書(仮称)」の写しを甲に提出する。

第3条 (情報収集および提供)

乙は、自動車製造業者等がエアバッグ額処理や解体処理についての適正化あるいは効率化に関す る情報を提供している場合は、積極的にこれらを収集することに努める。

第4条 (使用済自動車の引渡条件)

- 甲は、別表2の事業所にて、乙に自動車を引渡す。
- 2. 乙は甲から使用済自動車の引取り依頼があった場合、原則3日以内に引取るものとする。但し、 乙において特段の事情がある場合はこの限りではない。

第5条 (電子マニフェストの入力)

- 1. 甲は、乙に使用済自動車を引渡す都度、3日以内に情報管理センターに引渡し報告をする。
- 甲は、前項において、当該使用落自動車のフロン類、エアバッグ類の装備状況を把握し、自動車



AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

○新車販売台数の減少

新型コロナウイルスの流行は、国際的な物流停滞や工場稼働停止を招き、半導体不足の長期化 と相まって新車供給を制約した結果、新車販売の減少を招いた。

これに伴い、下取車や廃車の発生件数も連動して減少し、中古車市場やリサイクル関連分野に波及的な影響を与えている。



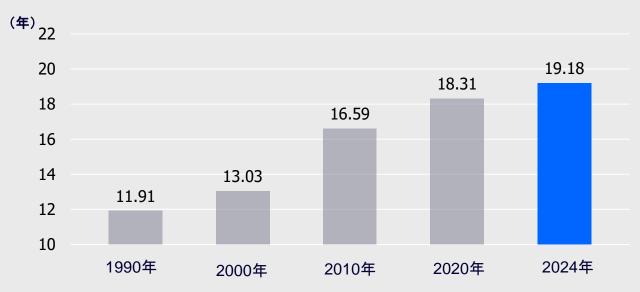


AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

〇自動車の平均使用年数長期化

車両性能の向上、所得の伸び悩みにより、消費者の買い替えサイクルは延長傾向にある。 この傾向は、使用済み自動車の発生を抑制する要因となる。





使用済自動車の減少理由②

受用海白勁車の減少車由と JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOC

〇中古車輸出の拡大

国内中古車小売は長期的に減少傾向にある一方、輸出は増加基調を強め、円安進行等もあり、 日本の中古車は海外市場で高い競争力を有している。輸出台数の増加と、リサイクル制度の ルートを通らない海外への流出は、国内の使用済自動車が減少している要因の一つと考えられる。

